平成２４年（フ）第８９１号
広島県廿日市市沖塩屋２丁目13番31号
債務者　渡部　　憲
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　健太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９７９号
広島県大竹市立戸３丁目７番７号
債務者　三國　孝子
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　京子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月８日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３００号
広島市東区牛田早稲田１丁目19番２―403号、住民票上の住所広島市東区牛田早稲田１丁目８番15―103号
債務者　コンドーテックこと　近藤　勝臣
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　端野　　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月８日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３８０号
広島市南区向洋新町２丁目24番11―102号
債務者　松山将司こと　李　　将司
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　端野　　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９６５号
福岡市東区和白東１丁目18番1406号
債務者　宮崎　秋義
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮川　英介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月17日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２号
島根県隠岐郡西ノ島町大字浦郷328番地
債務者　山田　光伸
1　決定年月日時　平成25年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鳥居　竜一
4　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
松江地方裁判所西郷支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第４２２号
熊本市中央区新大江２丁目25番９号　県営託麻原団地２棟201
債務者　西村きみよ
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４２３号
熊本県上益城郡益城町大字安永678番地１
債務者　齊須ちよみ（旧姓吉川・石原）
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４２４号
熊本市中央区本荘４丁目10番12号　プラザ本荘403、前住所熊本市下通２丁目３番６号
債務者　郷田　真弓
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２９号
山形市大字平清水73番地、前住所山形市幸町７番50号　ＬＥＶＥＮ21―106号
債務者　丹羽美代子
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８０号
山形市北山形２丁目３番20号　アットホーム北山形Ｂ101号、申立時の住所山形市西田５丁目26番45号
債務者　安齋　知子
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０１号
山形県上山市弁天１丁目８番18―205号　コーポ蔵王１号棟
債務者　齋藤　綾子
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０４号
山形市木の実町11番10―202号　シャトレー木の実町
債務者　佐藤　恵美
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１０９号
山形市双葉町２丁目１番20―106号　サンコーポ双葉、前住所山形県西村山郡朝日町大字立木277番地
債務者　松田　浩子
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月２日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２０４号
北海道亀田郡七飯町鳴川５丁目20番１号
債務者　福田　晃祐
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第１２０号
静岡県富士宮市万野原新田3042番地の８、前住所静岡県熱海市下多賀946番地の３
債務者　細谷　　久（旧姓植松）
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第４２７号
愛知県岡崎市板屋町221番地
債務者　草間美智子
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係